

2024 年 6 月 17 日 院内掲示が定められている診療報酬について

こんにちは、もりもりキッズ・アレルギークリニックです。今回は、院内掲示が定められている診療報酬について紹介します。

○明細書発行体制加算

領収書の発行の際、個別の算定項目の分かる明細書を無償で交付しています。

○一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は有効成分の名称である一般名で処方する場合があります。供給不足の商品があっても有効成分が同じ複数の薬を選択でき安定して受け取ることができます。また調剤薬局ではお薬代の負担を軽減できます。

○医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

質の高い診療を実施する為に受診歴・薬剤情報・その他必要な情報を取得し診療に活用しています。

医療 DX の推進に伴い以下のことに取り組んでいます。

- ①オンライン請求の実施、資格確認システムで取得した医療情報を診察室で閲覧・活用できる体制
- ②マイナ保険証利用を促進するなど医療 DX を通じ質の高い医療の提供
- ③電子処方箋の発行（の予定）

○時間外対応加算 3

かかりつけ患者様から休日以外の夜間の数時間（18 時～22 時）に緊急の相談がある場合、院長が電話で対応しています。

令和 6 年 6 月からの診療報酬改定に伴い加算等の変更はありますが、保険証（マイナカード）と受給者証を持参して頂ければ窓口での負担は今までと変わりません。